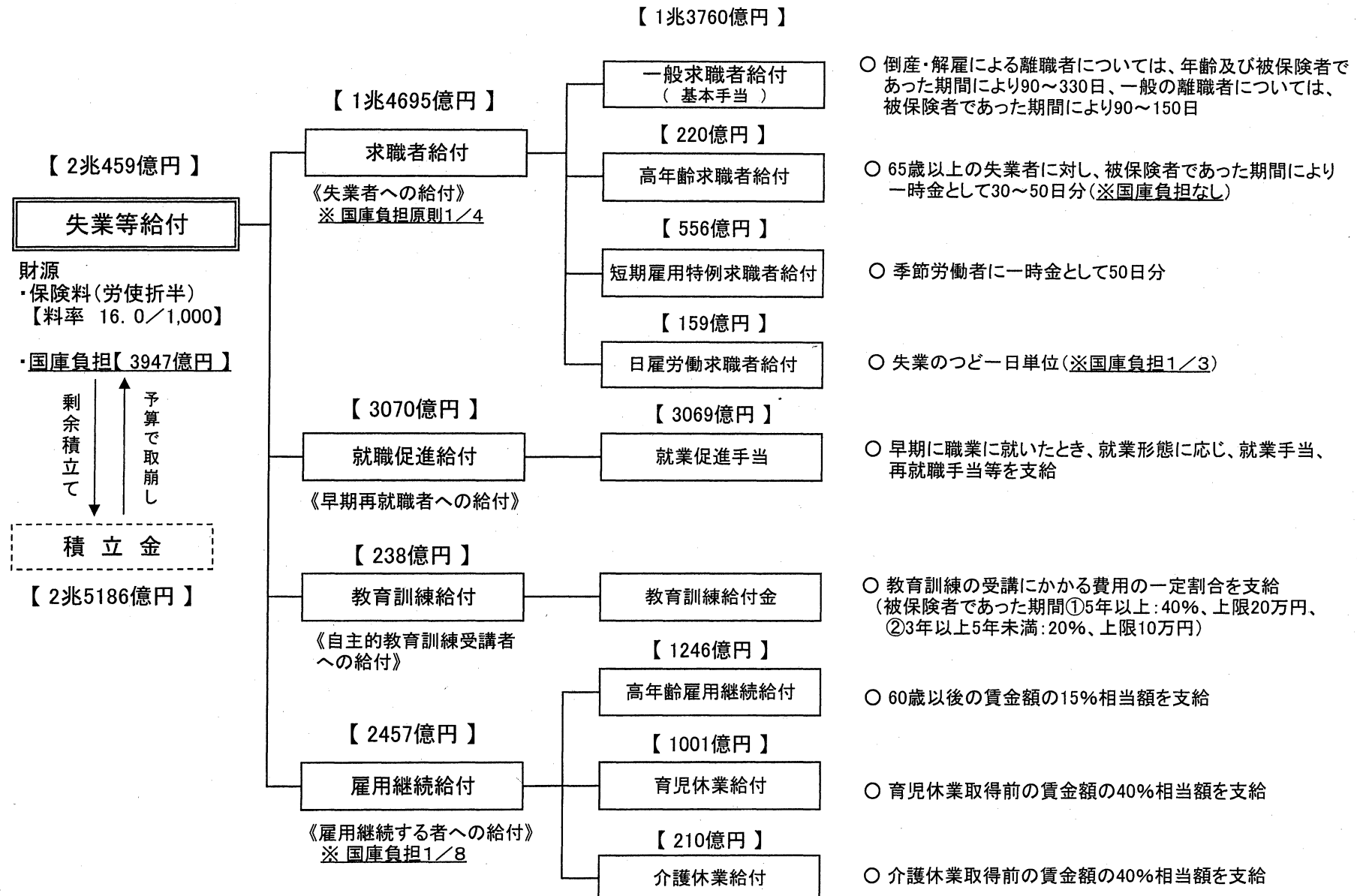


Ⅱ 給付関係資料

目 次

1	基本手当	3
2	高年齢求職者給付金	9
3	特例一時金	14
4	日雇労働求職者給付金	21
5	就職促進給付	26
6	教育訓練給付	30
7	高年齢雇用継続給付	35
8	育児休業給付	41
9	介護休業給付	46
10	改正経緯	51

失業等給付の体系(平成18年度予算)



給付の変遷

失業保険法時代

給付＝求職者給付（一般及び日雇労働）のみ

目的規定＝労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活の安定を図る。

雇用保険法（昭和49年制定、昭和50年4月1日施行）

給付＝求職者給付（一般、短期雇用特例及び日雇労働）のみ

目的規定＝労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

昭和59年改正、同年8月1日施行

給付＝高年齢求職者給付及び就職促進給付創設

目的規定＝労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

平成6年改正、平成7年4月1日施行

給付＝高年齢雇用継続給付及び育児休業給付創設

目的規定＝労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

平成10年改正、介護休業給付は平成11年4月1日施行、教育訓練給付は平成10年12月1日施行

給付＝介護休業給付及び教育訓練給付創設

目的規定＝労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。

1 基本手当

基 本 手 当 の 概 要

一般被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給される。

注)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日(一般の離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日～330日となっている。

イ 基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,740円	6,370円
30歳以上45歳未満	14,150円	7,075円
45歳以上60歳未満	15,560円	7,780円
60歳以上65歳未満	15,070円	6,781円

ロ 基本手当の給付率

(60歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,070円～4,080円	80%	1,656円～3,264円
4,080円～11,830円	80～50%	3,264円～5,915円
11,830円～15,560円	50%	5,915円～7,780円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,070円～4,080円	80%	1,656円～3,264円
4,080円～10,600円	80～45%	3,264円～4,770円
10,600円～15,070円	45%	4,770円～6,781円

ハ 給付日数（原則）

(イ) 倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

(ロ) 自己都合離職者（ハ）を除く）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
全年齢	90 日		90 日	120 日	150 日

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分 \ 被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
45 歳未満	150 日	300 日			
45 歳以上 65 歳未満		360 日			

○ 基本手当に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 雇用保険制度は、a 労働者の失業中の生活の安定と産業に必要な労働力の維持保全を図るとともに、b 失業者の早期再就職を促進するという目的を有している。
このため、雇用保険制度の中核をなす給付である基本手当の給付水準については、このような二つの目的を両立させるようなものとするのが適当ではないか。この場合、雇用保険制度が、国民の最低生活を保障する生活保護制度とは、その趣旨、目的を異にしていることにも十分な留意が必要ではないか。
- ② ① a の目的を達成するためには、失業中であっても、失業前の生活水準をできるだけ維持できるような給付水準を確保し、落ち着いて求職活動を行えるようにしていく必要があることから、離職前の賃金水準の一定割合を給付する定率制の仕組みを基本とすることが適当ではないか。
- ③ ① b の目的を達成するためには、給付が高水準である場合、労働市場における再就職時の賃金水準との逆転現象を引き起こし、失業期間を長期化するという弊害を生じさせることから、定率制の考え方のみで給付の設計を行うことは適当ではないのではないか。
- ④ 保険料負担に応じた給付という観点からは、現行制度のような「低厚高薄」方式をとることに問題はないのではないかと。また、基本手当日額を決定する上で再就職時賃金の動向を考慮することは、再就職時賃金が低下している現状においては「低賃金雇用を誘導するものである」との考え方についてどう考えるか。一方、再就職時賃金は労働市場における労働力需給によって決まるものであり、問題視するとしても経済政策や雇用創出対策により対応すべきとの考え方についてどう考えるか。
- ⑤ 仮に給付を定額制とすると、基本的に賃金収入に比例している保険料負担と給付水準の関連性が全くなり、保険料負担者の合意が得にくくなるのではないかと。また、仮に、極端に低額の定額給付が設定されれば、求職活動に要する諸経費の援助に欠け、基本手当の役割が果たせないおそれが生ずるのではないかと。逆に、そのような低水準ではない定額制を採った場合は、離職前賃金が低い者については給付が相対的に高水準となり、再就職時賃金との逆転現象を生ずる可能性が高くなって、早期再就職には大きなマイナスとなり、離職前賃金が高い者については給付が不十分で、失業中の生活の安定と労働力の維持保全が図られにくくなるのではないかと。
- ⑥ 欧米先進諸国において定額制を採用しているのは、国民保険制度として他の社会保険制度と一体的な制度運営がなされ、失業扶助制度と連続して給付が行われている英国のみであり、他国はすべて定率制を基本としていることに留意が必要ではないかと。
- ⑦ 基本手当日額については、現在のような定率性と定額制の中間的な制度（現在は、離職前賃金の原則 50 ～ 80 %。給付率は離職前賃金額が高くなるにつれて逡減。）と

し、高額とはならない適切な上限額を設定し、上記①に掲げた二つの目的を達成することができるようにするとともに、一定の所得再分配機能を発揮させることとしていくことが適当ではないか。

- ⑧ 我が国の労働市場の実情を踏まえ、就職困難度に着目し、離職理由、年齢階層及び被保険者であった期間に応じて所定給付日数の長短を定める現行の仕組みを維持すべきか。

特に、給付日数の長短を被保険者であった期間に応じて決めることは、雇用保険を貯蓄のように扱うものであり、適当ではないとの考え方についてどう考えるか(例：独・仏は年齢階層及び被保険者であった期間、英は年齢階層を考慮)。

- ⑨ 労働力の維持保全と再就職の促進という2つの要請を両立させるための工夫として、支給期間が一定期間を超えた場合に給付率を逡減させていくという考え方についてどう考えるか(例：2001年改正前の仏)。

- ⑩ 基本手当の支給の前提となる失業の認定については、「労働の意思」を適正に確認するとともに、早期再就職を実現するため、職業紹介と一体的に実施する制度運営を行うことが必要ではないか。また、失業認定の具体的方法について、受給者の早期再就職を一層促進し、認定を適正に行う観点から、見直す点はあるか。

- ⑪ 自発的離職者に対する給付についてどう考えるか。そもそも、自発・非自発を峻別することが困難ではないか。

自発的離職者は離職前に予め再就職の準備をすることが可能であるため相対的に短期間の給付で足りるとしても、労働移動の円滑化等のため、一定の給付を行うべきではないか。また、保険料負担との関係をどのように整理するか(例：米は事業主負担保険料のみを財源とし、非自発的離職の場合のみ給付)。

- ⑫ 給付制限について、受給者の早期再就職を一層促進する観点から、見直す点はないか。例えば、公共職業安定所からの紹介を拒否した場合の給付制限について、1箇月を2箇月としたり、定められた回数拒否した場合には支給自体を停止する等厳格化すべきではないか。

- ⑬ 基本手当受給中の者が就業した場合、内職減額方式と就業手当方式のバランスを就業促進型となるよう見直すべきではないか。また、内職減額の仕組み自体も就業促進型に改めるべきではないか。

- ⑭ 長期失業者の対策について、どう考えるか。英独仏のような手厚い失業扶助制度を設けることは、難しいのではないか。

- ⑮ 失業等給付の非課税の在り方について、どう考えるか。

一般求職者給付の支給状況（基本手当基本分）

（単位：人、千円）

	① 初回受給者数			② 受給者実人員			② 支給金額		
		男	女		男	女		男	女
12年度	2,099,963	969,423	1,130,540	1,029,410	522,044	507,366	1,892,908,616	1,156,427,745	736,480,871
13年度	2,375,228	1,133,440	1,241,788	1,106,457	555,251	551,207	2,013,622,077	1,213,785,058	799,837,019
14年度	2,312,366	1,136,096	1,176,270	1,048,391	553,994	494,398	1,938,180,010	1,231,414,512	706,765,498
15年度	1,990,245	927,321	1,062,924	839,487	425,338	414,149	1,448,076,575	873,415,023	574,661,552
16年度	1,790,799	787,813	1,002,986	682,046	321,770	360,276	1,049,981,999	579,300,224	470,681,775
平成17年 2月	137,689	61,531	76,158	603,275	283,345	319,930	71,237,319	39,049,238	32,188,081
3月	131,986	59,075	72,911	607,477	287,751	319,726	83,992,291	46,297,833	37,694,458
4月	162,333	72,568	89,765	600,347	283,292	317,055	71,913,137	39,527,888	32,385,249
5月	191,784	78,700	113,084	619,510	283,469	336,041	75,223,328	40,694,264	34,529,064
6月	151,213	63,879	87,334	679,962	306,878	373,084	89,843,738	47,565,442	42,278,295
7月	139,646	57,523	82,123	680,525	301,048	379,477	80,640,437	41,759,623	38,880,815
8月	168,636	68,352	100,284	721,409	315,496	405,913	94,161,090	48,531,522	45,629,568
9月	130,265	53,706	76,559	668,762	295,563	373,199	83,887,802	43,113,098	40,774,803
10月	126,639	53,278	73,361	637,740	279,185	358,555	77,138,079	39,284,554	37,853,525
11月	143,297	60,331	82,966	615,573	270,491	345,082	78,691,754	40,559,521	38,132,233
12月	118,131	47,772	70,359	590,100	260,344	329,756	70,111,184	36,301,541	33,809,643
平成18年 1月	119,498	51,543	67,955	585,839	261,296	324,543	76,439,310	39,967,918	36,471,392
2月	131,748	56,979	74,769	570,306	257,153	313,153	65,741,120	34,665,464	31,075,656

（注）年度計は決算終了後の確定値であり、各月分は業務統計による暫定値である。

2 高年齢求職者給付金

高年齢求職者給付金の概要

同一の適用事業主に 65 歳以前から引き続いて雇用されている 65 歳以上の被保険者（高年齢継続被保険者）が失業した場合において、離職の日前 1 年間に被保険者期間が 6 月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	基本手当日額の 30 日分	基本手当日額の 50 日分

○ 高年齢求職者給付金に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 65 歳以降には年金制度が存在することや 65 歳以降の求職活動の実情、在職老齢年金との関係、社会保障給付への課税問題等を総合的に勘案し、制度の在り方を検討すべきではないか。
- ② 保険料免除制度との関係で、65 歳を境にした世代間の恒常的な所得移転となってしまうが、もともと雇用保険制度は「在職者」から「予期せざる事故としての失業に遭遇した求職者」に対する所得移転を目的とする制度と考えれば、このような固定的な世代間所得移転は、被保険者間の公平感を損なうのではないか。

○ **高年齢求職者給付金に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 本年度から給付日数が半減されたばかりであり、直ちに見直すことは適當ではないが、将来的には廃止も含め見直しを行う必要がある。（平成１１年雇用保険部会報告書）
- ② 今回の見直しにとどまらず、将来的には廃止も含め見直しを検討していく必要がある。（平成１４年雇用保険部会報告書）

高年齢求職者給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	127,480	93,029	34,451	45,078,710	34,902,041	10,176,668
13年度	131,857	96,607	35,250	46,113,829	35,836,514	10,277,315
14年度	134,714	98,714	36,540	46,534,126	36,131,039	10,403,087
15年度	123,839	88,748	35,091	33,612,316	25,765,801	7,846,516
16年度	110,024	77,349	32,675	24,249,472	18,177,735	6,071,737
平成17年 2月	7,379	4,848	2,531	1,594,884	1,136,004	458,879
3月	6,728	4,327	2,401	1,429,807	999,265	430,542
4月	21,073	15,950	5,123	4,772,264	3,776,022	996,242
5月	16,594	11,837	4,757	3,649,531	2,747,628	901,903
6月	8,698	5,959	2,739	1,897,303	1,403,438	493,865
7月	7,894	5,523	2,371	1,751,132	1,318,787	432,345
8月	6,762	4,574	2,188	1,469,934	1,072,072	397,862
9月	6,625	4,401	2,224	1,425,019	1,024,806	400,214
10月	7,299	5,016	2,283	1,567,343	1,154,331	413,012
11月	6,272	4,126	2,146	1,323,875	946,472	377,403
12月	5,015	3,331	1,684	1,058,658	761,946	296,712
平成18年 1月	7,253	4,992	2,261	1,581,996	1,167,604	414,392
2月	7,719	4,968	2,751	1,651,372	1,158,345	493,037

- (注) 1. 各年度の数値は年度計である。
 2. 支給金額は業務統計による暫定値である。

3 特例一時金

特 例 一 時 金 の 概 要

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前１年間に被保険者期間が６月（注）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の５０日分の特例一時金が支給される。

注）雇用保険法附則第３条の規定により、実質的には４月と２２日で足りる。

○ 特例一時金に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 頻繁に失業状態に陥るような被保険者に対する給付であるにもかかわらず、受給資格要件は一般求職者給付よりも緩く、結果として財政的には一般被保険者側から恒常的に持出しとなっている。
特例一時金については、雇用保険給付として対処することに疑義のある循環的給付であり、廃止するという選択肢も含め、検討すべきではないか。
- ② 特例一時金の失業認定の方法（認定日に失業していれば、50 日分の給付を支給）について、どのように考えるか。
- ③ 積雪寒冷地においては、特例一時金の存在を織り込んで同じ労働者を循環的に雇用している実態にあり、いわば非積雪寒冷地の負担により積雪寒冷地における休業補償を恒常的に賄う関係となっている。これは例えば経済情勢の影響によりたまたま一定の地域圏の雇用失業情勢が厳しく、求職者給付が多く出るといような問題とは異質であり、地域間の公平性を著しく欠いているのではないか。
- ④ 季節労働者問題は積雪寒冷地特有の問題であり、地方自治体の施策の対象とすべきものではないか。また、地域雇用対策との関連も考慮すべきではないか。

○ **特例一時金に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 失業が元々予定された者に対する循環的な給付であり、本来的には一般対策で措置することが適当なものであることから、将来的にはその在り方を検討する必要がある。
（平成11年雇用保険部会報告書）
- ② 今回の見直しの対象としていないが、本給付は失業が元々予定された者に対する循環的な給付であり、他の雇用対策等で措置することが適当なものであることから、今後その在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

短期雇用特例求職者給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	329,094	239,081	90,013	93,252,255	74,748,530	18,503,725
13年度	319,257	235,464	83,793	89,506,269	72,334,793	17,171,476
14年度	293,101	216,873	76,228	80,842,069	65,412,481	15,429,587
15年度	275,957	205,736	70,221	70,786,042	57,181,398	13,604,644
16年度	253,910	189,318	64,592	63,416,426	51,094,362	12,322,065
平成17年 2月	42,814	34,181	8,633	10,826,553	9,117,394	1,709,159
3月	16,657	14,227	2,430	4,235,913	3,790,765	445,148
4月	20,000	18,279	1,721	5,239,634	4,904,491	335,142
5月	15,411	12,814	2,597	4,010,947	3,545,622	465,325
6月	8,914	6,189	2,725	2,184,833	1,721,086	463,747
7月	5,621	2,457	3,164	1,147,429	633,771	513,658
8月	6,035	2,908	3,127	1,296,427	800,726	495,702
9月	2,736	1,726	1,010	653,623	485,578	168,044
10月	1,686	1,142	544	396,165	304,531	91,634
11月	5,293	2,657	2,636	1,194,463	668,127	526,336
12月	25,148	11,026	14,122	5,629,070	2,786,082	2,842,988
平成18年 1月	90,549	74,130	16,419	23,117,067	19,924,812	3,192,255
2月	37,467	29,145	8,322	9,252,707	7,644,982	1,607,725

- (注) 1. 各年度の数値は年度計である。
 2. 支給金額は業務統計による暫定値である。

短期特例被保険者の給付と負担のバランス

(単位:枚、円、倍)

	① 短期特例 被保険者数	② 賃金総額 (推計)	③ 保険料額 (②×保険料率)	④ 特例一時金 給付額	⑤ 給付と負担の割合 (④/③)
平成12年度	209,759	948,431,662,400	9,484,316,624	93,198,728,590	9.8
平成13年度	196,068	852,249,055,000	11,931,486,770	89,542,515,091	7.5
平成14年度	185,116	775,826,449,300	12,413,223,189	80,901,285,026	6.5
平成15年度	173,651	751,655,471,900	12,026,487,550	71,029,535,412	5.9
平成16年度	162,995	705,672,770,700	11,290,764,331	63,304,595,368	5.6

(注)③の一般保険料額の料率については、建設業のものを使用しており、12年度は10/1000、13年度は14/1000、14-16年度は16/1000となっている。

(資料出所)厚生労働省「雇用保険業務統計」(平成17年)、「賃金構造基本統計調査」(平成15年)

基本手当(基本分)及び特例一時金の支給状況

(平成16年度)

(単位:人、百万円)

労働局	基本手当(基本分)				特例一時金			
	受給者実人員		支給金額		受給者数		支給金額	
	構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	
全国計	682,046	100.00	1,049,982	100.00	253,910	100.00	63,416	100.00
01北海道	35,940	5.27	50,619	4.82	143,330	56.45	36,222	57.12
02青森	11,544	1.69	15,603	1.49	38,643	15.22	9,595	15.13
03岩手	9,636	1.41	12,960	1.23	6,185	2.44	1,659	2.62
04宮城	13,303	1.95	19,916	1.90	1,783	0.70	420	0.66
05秋田	7,602	1.11	10,057	0.96	12,433	4.90	3,163	4.99
06山形	7,140	1.05	9,916	0.94	3,931	1.55	976	1.54
07福島	11,184	1.64	16,169	1.54	2,875	1.13	663	1.05
08茨城	12,576	1.84	19,751	1.88	95	0.04	22	0.03
09栃木	9,006	1.32	13,910	1.32	539	0.21	114	0.18
10群馬	8,632	1.27	13,521	1.29	958	0.38	217	0.34
11埼玉	33,305	4.88	55,195	5.26	106	0.04	26	0.04
12千葉	28,772	4.22	49,091	4.68	79	0.03	20	0.03
13東京	58,079	8.52	99,457	9.47	159	0.06	37	0.06
14神奈川	40,742	5.97	70,512	6.72	189	0.07	47	0.07
15新潟	13,470	1.97	19,192	1.83	8,073	3.18	1,953	3.08
16富山	5,634	0.83	8,489	0.81	2,877	1.13	760	1.20
17石川	6,337	0.93	9,429	0.90	2,978	1.17	774	1.22
18福井	4,148	0.61	6,000	0.57	1,224	0.48	324	0.51
19山梨	3,491	0.51	5,438	0.52	441	0.17	102	0.16
20長野	11,920	1.75	17,707	1.69	4,061	1.60	998	1.57
21岐阜	9,048	1.33	13,369	1.27	763	0.30	194	0.31
22静岡	18,577	2.72	28,388	2.70	228	0.09	53	0.08
23愛知	30,828	4.52	49,375	4.70	199	0.08	50	0.08
24三重	9,585	1.41	14,306	1.36	271	0.11	67	0.11
25滋賀	7,617	1.12	11,645	1.11	64	0.03	16	0.03
26京都	14,948	2.19	23,278	2.22	529	0.21	136	0.21
27大阪	49,703	7.29	80,912	7.71	124	0.05	29	0.05
28兵庫	32,443	4.76	51,119	4.87	2,427	0.96	533	0.84
29奈良	7,302	1.07	11,925	1.14	235	0.09	64	0.10
30和歌山	5,732	0.84	8,281	0.79	206	0.08	44	0.07
31鳥取	3,886	0.57	5,333	0.51	427	0.17	103	0.16
32島根	4,887	0.72	6,543	0.62	510	0.20	119	0.19
33岡山	10,664	1.56	15,171	1.44	188	0.07	43	0.07
34広島	16,312	2.39	24,380	2.32	983	0.39	205	0.32
35山口	7,801	1.14	11,905	1.13	296	0.12	63	0.10
36徳島	5,481	0.80	8,222	0.78	748	0.29	166	0.26
37香川	6,339	0.93	9,418	0.90	47	0.02	9	0.01
38愛媛	8,348	1.22	11,939	1.14	821	0.32	138	0.22
39高知	6,656	0.98	9,227	0.88	1,770	0.70	360	0.57
40福岡	32,637	4.79	49,420	4.71	337	0.13	74	0.12
41佐賀	5,591	0.82	7,617	0.73	327	0.13	66	0.10
42長崎	9,141	1.34	12,247	1.17	1,427	0.56	306	0.48
43熊本	11,641	1.71	16,016	1.53	1,694	0.67	346	0.55
44大分	8,139	1.19	11,091	1.06	203	0.08	45	0.07
45宮崎	7,838	1.15	10,327	0.98	1,351	0.53	326	0.51
46鹿児島	10,600	1.55	14,374	1.37	2,456	0.97	547	0.86
47沖縄	7,841	1.15	11,222	1.07	4,320	1.70	1,225	1.93

(注) 1. 支給金額については、業務統計値である。

2. 基本手当基本分の受給者実人員は年度月平均である。

4 日雇労働求職者給付金

日雇労働求職者給付金の概要

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

等 級	給 付 金 日 額	賃 金 日 額 区 分
第 1 級	7,500円	11,300円以上
第 2 級	6,200円	8,200円以上11,300円未満
第 3 級	4,100円	8,200円未満

○ 日雇労働求職者給付金に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 頻繁に失業状態に陥るような被保険者に対する給付であるにもかかわらず、受給資格要件は一般求職者給付よりも緩く、結果として財政的には一般被保険者側から恒常的に持出しとなっている。

日雇労働求職者給付金については、給付額に見合う保険料収入を確保することが望ましいという考え方があることも踏まえ、給付水準並びに特掲事業の保険料及び印紙保険料の見直しを行うべきではないか。

日雇労働求職者給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者実人員			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	327, 505	297, 806	29, 699	25, 319, 480	23, 696, 690	1, 622, 790
13年度	309, 129	282, 992	26, 137	24, 277, 622	22, 781, 185	1, 496, 437
14年度	285, 636	261, 860	23, 776	22, 471, 900	21, 075, 836	1, 396, 064
15年度	262, 220	241, 441	20, 779	20, 757, 150	19, 461, 348	1, 295, 802
16年度	233, 856	215, 193	18, 663	18, 098, 335	16, 930, 438	1, 167, 897
平成17年 2 月	18, 490	17, 022	1, 468	1, 221, 218	1, 139, 839	81, 379
3 月	18, 125	16, 685	1, 440	1, 412, 709	1, 317, 832	94, 791
4 月	18, 217	16, 820	1, 397	1, 214, 974	1, 138, 054	76, 920
5 月	18, 519	17, 115	1, 404	1, 656, 649	1, 556, 543	100, 106
6 月	17, 404	16, 004	1, 400	1, 302, 375	1, 215, 360	87, 015
7 月	17, 187	15, 798	1, 389	1, 237, 683	1, 155, 630	82, 053
8 月	17, 651	16, 286	1, 365	1, 409, 519	1, 318, 280	91, 239
9 月	17, 127	15, 772	1, 355	1, 261, 176	1, 177, 122	84, 054
10月	16, 906	15, 589	6, 317	1, 212, 083	1, 134, 142	77, 941
11月	16, 810	15, 473	1, 337	1, 211, 257	1, 129, 506	81, 691
12月	16, 699	15, 365	1, 334	1, 014, 387	948, 583	65, 804

- (注) 1. 各年度の数値は年度計である。
2. 支給金額は業務統計による暫定値である。

日雇被保険者の給付と負担のバランス

(単位: 枚、円、倍)

	① 印紙貼付 枚数	② 平均賃金 月額	③ 賃金総額 (①×②)	④ 一般保険料額 (③×保険料率)	⑤ 印紙保険料 額	⑥ 合計保険料 額 (④+⑤)	⑦ 日雇求職者 給付額	⑧ 給付と 負担の割合 (⑦/⑥)
平成12年度	4,970,332	—	54,004,490,100	540,044,901	840,347,164	1,380,392,065	25,322,412,100	18.3
1級	4,081,967	11,300	46,126,227,100	461,262,271	—	—	—	—
2級	395,780	9,700	3,839,066,000	38,390,660	—	—	—	—
3級	492,585	8,200	4,039,197,000	40,391,970	—	—	—	—
平成13年度	4,646,297	—	50,634,128,500	708,877,799	784,160,760	1,493,038,559	24,274,752,300	16.3
1級	3,877,196	11,300	43,812,314,800	613,372,407	—	—	—	—
2級	343,457	9,700	3,331,532,900	46,641,461	—	—	—	—
3級	425,644	8,200	3,490,280,800	48,863,931	—	—	—	—
平成14年度	4,303,513	—	46,963,918,600	751,422,698	778,300,801	1,529,723,499	22,466,283,700	14.7
1級	3,602,820	11,300	40,711,866,000	651,389,856	—	—	—	—
2級	337,580	9,700	3,274,526,000	52,392,416	—	—	—	—
3級	363,113	8,200	2,977,526,600	47,640,426	—	—	—	—
平成15年度	3,971,946	—	43,398,130,000	694,370,080	788,182,674	1,482,552,754	20,767,732,200	14.0
1級	3,320,128	11,300	37,517,446,400	600,279,142	—	—	—	—
2級	357,184	9,700	3,464,684,800	55,434,957	—	—	—	—
3級	294,634	8,200	2,415,998,800	38,655,981	—	—	—	—
平成16年度	3,617,027	—	39,441,780,500	631,068,488	738,579,592	1,369,648,080	18,110,965,900	13.2
1級	2,975,046	11,300	33,618,019,800	537,888,317	—	—	—	—
2級	373,011	9,700	3,618,206,700	57,891,307	—	—	—	—
3級	268,970	8,200	2,205,554,000	35,288,864	—	—	—	—

(注)④の一般保険料額の料率については、建設業のものを使用しており、12年度は10/1000、13年度は14/1000、14-16年度は16/1000となっている。

5 就職促進給付

就職促進給付の概要

1 就業促進手当

(1) 就業手当

所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上を残して早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く。）をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額が支給される。

(2) 再就職手当

所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上を残して早期に安定した職業に再就職した場合に、支給残日数の30%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

(3) 常用就職支度手当

障害者、45歳以上の再就職援助計画対象者等が安定した職業に再就職した場合（再就職手当を受けられる場合を除く。）に、支給残日数の30%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

2 移転費

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は指示した訓練を受けるため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、旧居住地から新居住地までの距離等に応じた額が支給される。

3 広域求職活動費

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所の紹介により通勤範囲外の地域において求職活動を行った場合、これに要する運賃及び宿泊料が支給される。

○ **就職促進給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）**

- ① 早期再就職者支援基金が 16 年度限りでなくなったが、当該制度と同様、より早期の再就職の促進を図るための措置を検討する必要はないか。
- ② 所定給付日数の残日数が 1/3 かつ 45 日以上という基準が、早期再就職の促進のために適当な水準か。
- ③ 就業促進手当をあまり手厚くすると、本来は失業なく転職し得る者がいったん失業を経ることを助長する可能性もある。再就職手当があまり高額にならないようにする工夫や、失業を経ない労働移動に係るインセンティブを高める工夫について検討する必要があるのではないか。
- ④ 基本手当受給中の者が就業した場合、内職減額方式と就業手当方式のバランスを就業促進型となるよう見直すべきではないか。
- ⑤ 移転費や広域求職活動費は、実績等を踏まえ、その存在意義について再検討する必要はないか。

就業促進手当の支給状況

(単位：人、千円)

	就業手当		再就職手当		常用就職支度手当	
	① 初回受給者	② 支給金額	① 支給人員	② 支給金額	① 支給人員	② 支給金額
12年度	—	—	402,859	159,786,208	20,419	3,987,105
13年度	—	—	393,599	122,130,663	17,949	3,241,968
14年度	—	—	382,798	95,238,765	20,433	3,060,242
15年度	32,902	1,050,901	90,615	15,613,068	7,970	1,222,683
16年度	32,590	1,186,777	65,619	9,360,520	2,513	334,124
平成17年2月	2,068	79,049	3,839	537,192	195	26,856
3月	2,527	89,870	5,225	730,273	243	33,925
4月	7,319	148,022	4,196	588,330	198	27,895
5月	8,635	317,963	21,390	3,454,740	267	35,629
6月	7,950	413,355	29,437	4,851,596	161	21,046
7月	6,933	410,958	31,996	5,206,327	131	17,959
8月	7,950	471,599	33,333	5,577,833	135	17,855
9月	7,128	438,083	27,317	4,516,336	111	14,480
10月	6,749	415,704	30,621	5,062,886	116	14,239
11月	6,819	411,243	31,501	5,133,144	131	15,590
12月	6,144	411,657	31,627	5,245,917	177	21,168
平成18年1月	5,788	408,135	27,851	4,576,762	176	21,869
2月	5,188	343,063	21,807	3,599,503	167	21,338

(注) 1. 就業手当の施行は平成15年5月1日である。

2. 年度計の支給金額は決算終了後の確定値であり、各月分の支給金額は業務統計による暫定値である。

6 教育訓練給付

教育訓練給付の概要

1 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

2 支給要件

次のイ又はロのいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練^(注1)を受け、修了した場合であって、①支給要件期間^(注2)が5年以上のときは、当該教育訓練に要した費用の40%相当額（上限20万円）の教育訓練給付金が、②支給要件期間が3年以上5年未満のときは、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される。

イ 教育訓練を開始した日に被保険者である者。

ロ イ以外の者であって、教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年（適用対象期間の延長^(注3)）が行われた場合には最大4年）以内にある者。

（注1）雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練を厚生労働大臣が指定。対象講座数は8,807講座（平成17年10月1日現在）。

（注2）「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注3）「適用対象期間の延長」とは、被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大3年間）を加算することができるというもの。

○ 教育訓練給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 教育訓練給付については、労働者の主体的な能力開発を促進するという制度趣旨を踏まえ、失業予防や再就職促進を通じて求職者給付の節約に資する効果も持つことに着目し、このような政策効果が認められるものについては引き続き実施すべきであることから、講座の実績を踏まえ、不断に講座の見直しを進めることが必要ではないか。
- ② 被保険者であった期間が3年以上5年未満の者と5年以上の者とで給付水準（給付率、上限額）に差異を設けているが、それは適切か。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、教育訓練給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17年度予算で約290億円、失業等給付の約1.3%）についてどう評価するか。

○ **教育訓練給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

教育訓練給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
平成 12 年度	270,137	136,837	133,300	27,109,161	14,152,336	12,956,825
平成 13 年度	284,680	148,128	136,552	39,618,837	21,687,886	17,930,951
平成 14 年度	380,945	200,066	180,879	68,435,009	38,642,533	29,792,476
平成 15 年度	469,829	248,643	221,186	89,789,693	52,630,002	37,159,691
平成 16 年度	230,623	95,964	134,659	23,774,320	11,030,625	12,743,695
平成17年 2 月	11,330	3,986	7,344	820,123	352,301	467,822
3 月	13,955	5,114	8,841	1,107,112	486,816	620,296
4 月	13,908	4,861	9,047	1,239,685	527,481	712,204
5 月	11,784	4,350	7,434	930,165	401,452	528,713
6 月	11,682	4,293	7,389	856,189	374,851	481,338
7 月	13,310	5,596	7,714	1,001,696	507,352	494,345
8 月	18,611	9,180	9,431	1,436,912	823,735	613,176
9 月	13,514	5,199	8,315	931,514	415,333	516,180
10月	17,994	8,823	9,171	1,364,773	740,093	624,680
11月	17,432	7,694	9,738	1,179,112	590,253	588,859
12月	11,980	4,068	7,912	757,489	310,266	447,223
平成18年 1 月	9,197	3,251	5,946	642,938	275,781	367,157
2 月	8,868	2,880	5,988	619,484	246,692	372,792
11年 3 月からの累計	1,934,296	979,091	955,205	272,937,959	151,627,176	121,310,782

(注) 1. 教育訓練給付の施行は平成10年12月1日、支給開始は平成11年3月である。

2. 支給金額については、業務統計による暫定値である。

7 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付の概要

1 支給対象者

60 歳時点に比して賃金額が 25%を超えて低下した状態で雇用継続する高齢者（被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の被保険者）

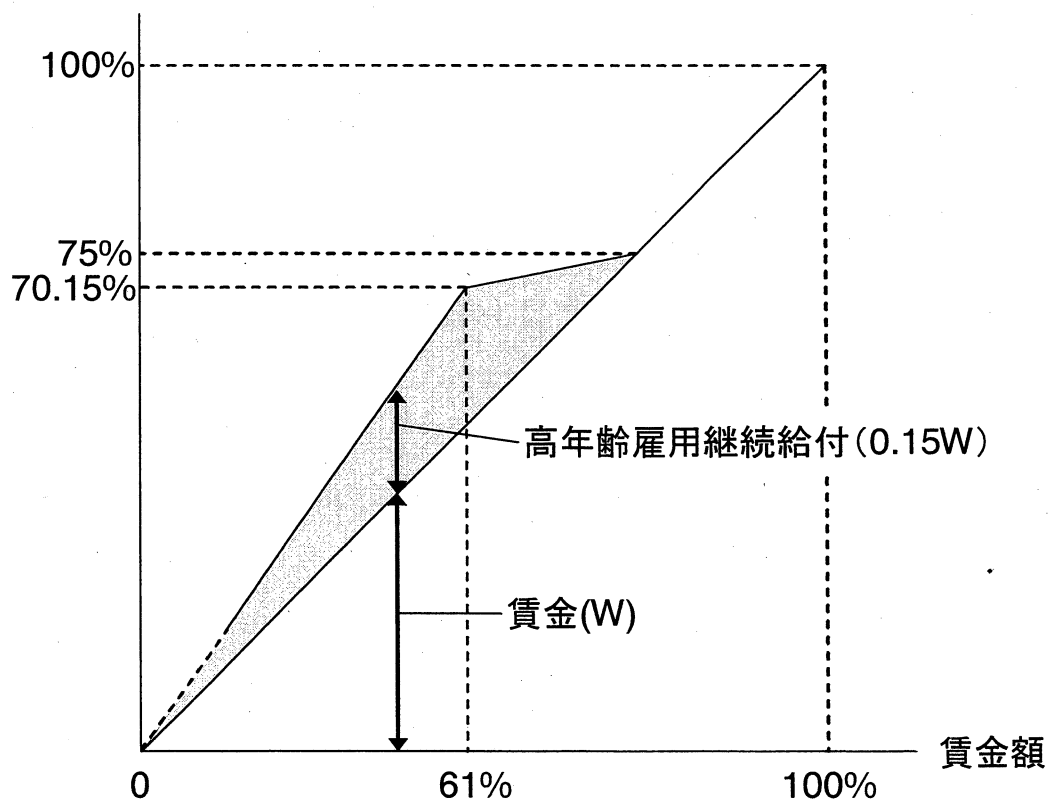
2 給付額

60 歳以後の賃金の 15%（賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15%を超え 75%未満の場合は逡減した率）

3 支給期間

65 歳に達するまでの期間

賃金額＋給付額



(注) 100%は60歳時点の賃金である。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の 一部を改正する法律の概要

【背景】

少子高齢化の進展(労働力人口の減少)の中での高齢労働力の活用
＜経済社会の活力の維持＞

年金支給開始年齢の引上げの中での、生計維持のための収入確保、
社会保障制度の支え手の確保

高齢者が社会の支え手として活躍できるよう
65歳まで働ける労働市場の整備が必要

【改正の内容】

① 65歳までの雇用の確保

- 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を求める。
- ただし、労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。
- なお、施行より政令で定める日までの間(当面大企業は3年間、中小企業は5年間)は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。
- 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の年齢は年金支給開始年齢の引上げに合わせ、2013年度(平成25年度)までに段階的に引き上げる。

② 中高年齢者の再就職の促進

- 労働者の募集・採用にあたって、事業主が上限年齢を設定する場合に、その理由の明示を求める。
- 事業主都合で離職を余儀なくされる高年齢者等に対して、事業主がその職務経歴や能力等を記載した書面を交付することを求める。

③ 多様な就業機会の確保

- シルバー人材センターが臨時的かつ短期的な又は軽易な業務に係る労働者派遣事業を行う場合について、特例(許可を届出とする)を設ける。

【施行期日】

- ②及び③については、平成16年12月1日から施行済み
- ①については、平成18年4月1日から施行

○ 高年齢雇用継続給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 今後、企業における賃金体系・賃金水準の見直しや 65 歳までの継続雇用の進展状況、労働市場への影響、在職老齢年金との関係等を総合的に勘案し、例えば、給付期間から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律によって継続雇用の義務が課せられている期間を除く等の必要な見直しを行うことが必要ではないか。
- ② 現在のところ、60 歳台前半層の雇用継続を図る上で労使双方にとって重要な前提となっており、激変を避ける観点から検討を進めていく必要はないか。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、雇用継続給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で過度に大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17 年度予算で約 2,507 億円、失業等給付の約 11.5%）についてどう評価するか。

○ 高年齢雇用継続給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）

- ① 高齢者の継続雇用を促進する観点から当面は存続させることが適当であるが、将来的には、高齢者雇用の状況等も踏まえつつ、その在り方を検討する必要がある。（平成11年雇用保険部会報告書）
- ② 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

高年齢雇用継続給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 初回受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	114,672	91,178	23,494	108,455,785	96,779,385	11,676,401
13年度	141,484	112,587	28,897	125,084,653	111,690,702	13,393,951
14年度	147,363	117,022	30,341	143,680,531	127,839,965	15,840,566
15年度	133,542	108,156	25,386	148,826,535	131,907,720	16,918,805
16年度	119,292	99,185	20,107	138,887,539	123,342,596	15,544,943
17年2月	7,480	5,932	1,548	10,572,286	9,414,047	1,158,239
3月	9,241	7,492	1,779	11,996,178	10,644,151	1,352,027
4月	7,972	6,472	1,500	10,377,938	9,223,774	1,154,164
5月	11,285	9,412	1,873	11,329,335	10,059,517	1,269,817
6月	13,750	11,539	2,211	10,389,805	9,268,062	1,121,743
7月	11,482	9,659	1,823	11,260,115	10,009,539	1,250,576
8月	7,815	6,543	1,272	10,346,791	9,241,892	1,104,900
9月	7,566	6,411	1,155	11,008,371	9,796,106	1,212,265
10月	7,061	5,703	1,358	10,057,301	8,979,811	1,077,489
11月	7,988	6,764	1,224	10,717,710	9,536,001	1,181,710
12月	7,751	6,674	1,077	9,766,900	8,719,633	1,047,267
18年1月	6,631	5,663	968	10,491,231	9,359,212	1,132,019
2月	6,420	5,321	1,099	9,412,545	8,407,792	1,004,753

- (注) 1. 各年度の数値は、年度計である。
2. 支給金額は、業務統計による暫定値である。

8 育児休業給付

育児休業給付の概要

1 趣旨

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために育児休業給付を支給。

2 具体的内容

(1) 支給対象事由

労働者が1歳（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については1歳6か月）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給する。

(2) 支給要件

雇用保険の被保険者が、育児休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること。

※ ただし、期間雇用者については、労働契約の期間、期間の定めのある労働契約の更新の見込み、被保険者がその事業主に引き続き雇用された期間等からみて、休業終了後の雇用の継続が予定されていると認められる場合に給付の対象となる。

(3) 給付額

休業開始前賃金の40％に相当する額【最低給付額（日額）：828円、最高給付額（日額）：5,660円。（※休業中に賃金の支払いがない場合）】

※ 育児休業期間中に休業開始前賃金の30％相当額を支給（育児休業基本給付金）し、職場復帰後引き続き6ヶ月間雇用された後に賃金の10％相当額を支給（育児休業者職場復帰給付金）。

3 国庫負担率

給付額の1/8

※1 育児休業給付の創設：平成7年4月1日施行

※2 平成13年1月1日から給付率 25％ → 40％に引上げ

（育児休業基本給付金 20％→30％、育児休業者職場復帰給付金 5％→10％）

※3 平成17年4月1日から給付期間の延長：養育する子が1歳まで → 一定の場合には1歳6か月まで

○ 育児休業給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 少子・高齢化に対応する社会保障全体の在り方に係る議論を見つつも、雇用継続を援助・促進するという雇用保険制度として制度化された制度本来の趣旨に適合する範囲としていくことが必要ではないか。また、育児休業給付の前提となる育児休業の取りやすさに企業間で差があること等を踏まえ、育児休業の取得促進策が必要ではないか。
- ② 労働政策としてではなく少子高齢化対策としての意義も大きいため、育児期間における生計費等の補助制度として、対象を労働者に限定せず、国民全体を対象とする、より一般的な制度として実施し、雇用保険制度からは外すことは考えられるのではないか。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、雇用継続給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で過度に大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17 年度予算で約 2,507 億円、失業等給付の約 11.5%）についてどう評価するか。

○ **育児休業給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

育児休業給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 初回受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	85,144	219	84,925	37,228,842	72,429	37,156,413
13年度	92,796	279	92,517	59,863,523	140,379	59,723,144
14年度	98,462	298	98,164	70,794,835	166,205	70,628,629
15年度	103,478	459	103,019	76,329,646	200,903	76,128,743
16年度	111,928	512	111,416	82,777,120	234,251	82,542,870
平成17年 2月	8,978	31	8,947	6,530,385	16,238	6,514,147
3月	10,351	47	10,304	7,822,129	21,188	7,800,942
4月	8,697	38	8,659	7,304,347	20,326	7,284,021
5月	9,211	47	9,164	7,564,538	20,429	7,544,108
6月	9,840	59	9,781	6,938,445	22,662	6,915,784
7月	8,975	54	8,921	6,632,468	20,279	6,612,189
8月	9,781	50	9,731	7,157,620	21,833	7,135,787
9月	9,340	57	9,283	6,996,795	20,616	6,976,179
10月	10,038	52	9,986	8,471,050	23,941	8,447,109
11月	9,982	69	9,913	7,834,320	21,656	7,812,664
12月	10,370	70	10,300	7,544,162	23,687	7,520,475
平成18年 1月	10,386	64	10,322	7,433,430	22,697	7,410,733
2月	10,506	71	10,435	7,384,658	25,148	7,359,511

(注) 1. 初回受給者数は、基本給付金に係る最初の支給を受けた者の数である。

2. 支給金額は、基本給付金と職場復帰給付金の合計額であり、業務統計による暫定値である。

9 介護休業給付

介護休業給付の概要

1 趣旨

労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために介護休業給付を支給。

2 具体的内容

(1) 支給対象事由

労働者が対象家族の介護を行うための休業を行う場合に支給する。

イ 対象家族

- ① 配偶者（事実上婚姻関係にある者も含む。）、父母、子、配偶者の父母
- ② ①に準ずる者（労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫）

ロ 対象となる休業

対象家族1人につき要介護状態ごとに1回、通算93日を限度とする。

(2) 支給要件

雇用保険の被保険者が、介護休業をした場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること。

※ ただし、期間雇用者については、労働契約の期間、期間の定めのある労働契約の更新の見込み、被保険者がその事業主に引き続き雇用された期間等からみて、休業終了後の雇用の継続が予定されていると認められる場合に給付の対象となる。

(3) 給付額

休業開始前賃金の40％に相当する額

○ 介護休業給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 少子・高齢化に対応する社会保障全体の在り方に係る議論を見つつも、雇用継続を援助・促進するという雇用保険制度として制度化された制度本来の趣旨に適合する範囲としていくことが必要ではないか。
- ② 労働政策としてではなく少子高齢化対策としての意義も大きいため、介護期間における生計費等の補助制度として、対象を労働者に限定せず、国民全体を対象とする、より一般的な制度として実施し、雇用保険制度からは外すことは考えられるのではないか。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、雇用継続給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で過度に大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17 年度予算で約 2,507 億円、失業等給付の約 11.5%）についてどう評価するか。

○ 介護休業給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）

- ① 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

介護休業給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
平成 12 年度	3,907	752	3,155	630,321	169,020	461,301
平成 13 年度	4,570	955	3,615	1,156,900	337,570	819,330
平成 14 年度	4,488	963	3,525	1,158,433	339,068	819,365
平成 15 年度	4,668	987	3,681	1,192,046	347,484	844,562
平成 16 年度	4,986	1,087	3,899	1,290,174	374,439	915,735
平成17年 2 月	390	78	312	98,532	24,796	73,736
3 月	417	90	327	106,805	31,118	75,687
4 月	374	86	288	95,449	28,063	67,386
5 月	416	108	308	107,323	34,585	72,737
6 月	508	101	407	116,616	33,064	83,552
7 月	494	107	387	112,317	32,901	79,415
8 月	550	114	436	125,100	35,157	89,943
9 月	557	128	429	130,259	40,005	90,254
10月	593	135	458	139,133	45,791	93,342
11月	536	92	444	115,696	28,840	86,856
12月	495	109	386	114,937	33,431	81,506
平成18年 1 月	475	114	361	101,068	30,872	70,196
2 月	497	119	378	115,560	39,109	76,451
11年 7 月からの累計	31,418	6,614	24,804	7,200,965	2,088,032	5,112,934

(注) 1. 介護休業給付の施行は平成11年4月1日、支給開始は平成11年7月である。

2. 支給金額については、業務統計による暫定値である。

1 0 改正経緯

所定給付日数の変遷

昭和22年(失業保険法)

〔被保険者期間6月以上〕 一律180日

昭和30年改正

同一事業主に継続して 雇用された期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	〃	210日
10年以上	〃	270日

昭和40年改正

通算した被保険者で あった期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	〃	210日
10年以上	〃	270日

昭和45年改正

通算した被保険者で あった期間	離職の日以前1年間の 被保険者期間	所定給付日数
1年未満	6月以上9月以下	90日
	10月以上	180日
1年以上5年未満	6月以上	180日
5年以上10年未満	〃	210日
10年以上	〃	270日
20年以上	6月以上	300日

昭和50年(雇用保険法)

離職の日における年齢等		所定給付日数
30歳未満		90日
30歳以上45歳未満		180日
45歳以上55歳未満		240日
55歳以上		300日
身体障害者等就職困難な者	55歳未満	240日
	55歳以上	300日

注…被保険者であった期間が1年未満の者 90日

特例一時金創設 50日

昭和59年改正(高年齢求職者給付創設)

被保険者であった 期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
離職の日の年齢					
30歳未満		90日	90日	90日	180日
30歳以上45歳未満			90日	180日	210日
45歳以上55歳未満			180日	210日	240日
55歳以上65歳未満			210日	240日	300日
就職困難 者	55歳未満		240日		
	55歳以上 65歳未満	300日			

高年齢求職者給付(創設)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
高年齢継続被保険者	50日分	100日分	120日分	150日分

平成元年改正(短時間労働被保険者創設)

短時間労働者に係る所定給付日数		被保険者であった期間			
年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
30歳未満		90日 (90日)	90日 (90日)	90日 (180日)	180日 (180日)
30歳以上45歳未満			90日 (90日)	180日 (180日)	210日 (180日)
45歳以上55歳未満			180日 (90日)	210日 (180日)	240日 (180日)
55歳以上65歳未満			210日 (180日)	240日 (180日)	300日 (210日)
就職困難者	55歳未満	90日 (90日)	240日 (180日)		
	55歳以上 65歳未満		300日 (210日)		

※()は短時間労働被保険者

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
高年齢継続被保険者	50日分 (50日分)	100日分 (90日分)	120日分 (90日分)	150日分 (100日分)

※()は短時間労働被保険者

平成6年改正

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
30歳未満		90日 (90日)	90日 (90日)	90日 (180日)	180日 (180日)	-
30歳以上45歳未満			90日 (90日)	180日 (180日)	210日 (180日)	210日 (210日)
45歳以上60歳未満			180日 (90日)	210日 (180日)	240日 (180日)	300日 (210日)
60歳以上65歳未満			240日 (210日)	300日 (210日)	300日 (210日)	300日 (210日)
就職困難者	60歳未満		240日 (180日)			
	60歳以上 65歳未満	300日 (210日)				

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上
高年齢継続被保険者	50日分 (50日分)	120日分 (100日分)	150日分 (100日分)

※()は短時間労働被保険者

平成10年改正

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上
高年齢継続被保険者	30日分 (30日分)	60日分 (50日分)	75日分 (50日分)

※()は短時間労働被保険者

平成12年改正

①特定受給資格者以外の者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分						
一般被保険者 (短時間労働被保険者)		90日 (90日)	90日 (90日)	120日 (90日)	150日 (120日)	180日 (150日)
障害者等 の就職困 難者	45歳未満	150日 (150日)	300日 (240日)			
	45歳以上 65歳未満	150日 (150日)	360日 (270日)			

②特定受給資格者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
区分						
30歳未満	90日 (90日)		90日 (90日)	120日 (90日)	180日 (150日)	-
30歳以上45歳未満			90日 (90日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)
45歳以上60歳未満			180日 (180日)	240日 (210日)	270日 (240日)	330日 (300日)
60歳以上65歳未満			150日 (150日)	180日 (150日)	210日 (180日)	240日 (210日)

※()は短時間労働被保険者

平成15年改正

①特定受給資格者以外の者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
全年齢共通		90日	90日	90日	120日	150日
障害者等 の就職困 難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上 65歳未満	150日	360日			

高年齢求職者給付

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢継続被保険者	30日分	50日分

②特定受給資格者

被保険者であった期間		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢						
30歳未満	90日			120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日		210日	240日
35歳以上45歳未満				180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

基本手当日額及び日雇労働求職者給付金日額の変遷

適用年月	基本手当日額					日雇労働求職者給付金日額			
	最低額	最高額				第1級	第2級	第3級	第4級
		30歳未満	30歳以上 45歳未満	45歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満				
昭和59年 8月	2,570 円	7,330円				6,200 円	4,100 円	2,700 円	1,770 円
平成 元年10月	2,570 円 (1,930 円)	7,330円				↓	↓	↓	↓
平成 3年10月	3,170 円 (2,390 円)	9,040円				↓	↓	↓	↓
平成 6年 9月	↓	↓				7,500 円	6,200 円	4,100 円	(廃止)
平成 7年 4月	3,170 円 (2,380 円)	8,140 円	9,040 円	9,940 円	9,040 円	↓	↓	↓	
平成 7年 8月	3,340 円 (2,510 円)	8,600 円	9,560 円	10,510 円	9,560 円				
平成 8年 8月	3,390 円 (2,550 円)	8,720 円	9,700 円	10,660 円	9,700 円				
平成 9年 8月	3,430 円 (2,580 円)	8,830 円	9,810 円	10,790 円	9,810 円				
平成10年 8月	3,460 円 (2,610 円)	8,920 円	9,910 円	10,900 円	9,910 円				
平成11年 8月	3,430 円 (2,580 円)	8,830 円	9,810 円	10,790 円	9,810 円				
平成12年 8月	3,384 円 (1,720 円)	8,712 円	9,678 円	10,650 円	9,675 円				
平成13年 8月	3,400 円 (1,728 円)	8,754 円	9,726 円	10,704 円	9,725 円				
平成14年 8月	3,368 円 (1,712 円)	8,676 円	9,642 円	10,608 円	9,640 円				
平成15年 5月	1,712 円	6,580 円	7,310 円	8,040 円	7,011 円				
平成15年 8月	1,696 円	6,530 円	7,255 円	7,980 円	6,957 円				
平成16年 8月	1,688 円	6,495 円	7,215 円	7,935 円	6,916 円				
平成17年 8月	1,656 円	6,370 円	7,075 円	7,780 円	6,781 円	↓	↓	↓	

※()内は短時間労働被保険者に係る額

各給付の改正経緯及び主な改正内容

	特例一時金	就職促進給付	教育訓練給付	高年齢雇用継続給付	育児休業給付	介護休業給付
昭和49年	創設(季節的に雇用される者が失業した場合に基本手当日額の50日分を支給)					
昭和59年		再就職手当制度の創設(支給残日数が2分の1以上である場合に支給)				
平成4年		支給要件の変更(支給残日数が2分の1未満でも100日以上あれば支給)				
平成6年		支給要件の変更(支給残日数が所定給付日数の3分の1以上である場合に支給)		創設(60歳以降の賃金が60歳時点の賃金に比べ15%以上低下した場合に賃金の25%を支給)	創設(1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した者に休業開始時賃金の25%を支給)	
平成10年			創設(被保険者期間5年以上の者が自発的に職業訓練を受けた場合に受講費用の8割を支給)			創設(介護休業取得者に休業開始時賃金の25%を支給)
平成12年		支給額の変更(支給残日数の3分の1に相当する日数分の基本手当の額を支給)			支給額の変更(休業開始時賃金の40%を支給)	支給額の変更(休業開始時賃金の40%を支給)
平成15年		就業促進手当の創設(早期に安定した職業以外の職業に就いた場合に支給) 再就職手当の支給額の変更(支給残日数の10分の3に相当する日数分の基本手当の額を支給)	支給要件及び額の変更(被保険者期間3年以上の者も対象とし、支給額を切り下げ(8割→4割、上限40万円→20万円等)	支給要件及び額の変更(賃金が25%以上低下した場合に賃金の15%を支給)		
平成16年					支給期間及び支給額の変更(支給期間を1歳未満→最大1歳6か月未満に延長)	支給額の変更(介護休業93日を限度に、要介護状態ごとに1回の休業をしたときに支給)

1 1 その他

失業等給付の不正受給状況

(単位 ; 件、千円)

		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
区 分		不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額	不正受給件数	不正受給金額
失業等給付		12,187	2,599,578	12,093	2,395,442	11,038	2,054,793	11,943	2,085,256
	一般求職者 給付	11,011	2,193,712	11,090	2,108,954	9,829	1,799,783	8,462	1,454,708
	就職促進給 付	431	182,184	382	115,816	283	63,521	181	21,538
	雇用継続給 付	11	3,349	9	1,024	15	5,160	15	7,498
	教育訓練給 付金	7	737	82	17,849	217	20,517	2323	369,915

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
失業等給付費	2兆6,007億円	2兆5,292億円	1兆9,618億円	1兆4,672億円

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
返還命令	11,780件	11,529件	10,460件	9,674件
納付命令	6,133件	6,195件	5,481件	4,560件

失業等給付に係る不正受給への対応について

- 失業等給付の不正受給は、就労不申告、就職未届による基本手当の不正受給が大半を占める。
- 被保険者資格取得届によるチェック、関係者による情報提供、公共職業安定所の窓口における失業の審査、事業所調査等により不正受給を発見。
- 発見した不正受給事案については、以下により対処（雇用保険法第10条の4第1項、第34条第1項等）。
 - ① 支給停止；不正行為のあった日以後支給しない。
 - ② 返還命令；不正行為により受給した額の返還を命ずる。
 - ③ 納付命令；返還を命ずる額の二倍以下の額の納付を命ずる。
 - ④ 告訴・告発；不正行為が悪質等の場合、警察に告訴・告発する。

教育訓練給付の不正受給に対する現在の対応

- 1 平成14年4月、平成15年11月と教育訓練給付の講座の指定基準を見直し、趣味的な講座は全て廃止する等、真に雇用の安定と就職促進に資すると判断されるものに限定して指定（平成13年10月、22,183講座→平成18年4月、7,789講座）。

今後とも、見直しを不断に実施。

- 2 雇用保険法の改正により、相当の自己負担を要することとし、平成15年5月より、給付水準を引き下げ、教育訓練の受講のために支払った費用の4割相当額（上限20万円）を支給（従来は8割相当額（上限30万円）を支給。）。(※)

(※) 平成15年の雇用保険法改正により、被保険者期間が3年以上5年未満の者についても給付の対象とし、給付率を20%、上限10万円とした。

- 3 平成15年11月には教育訓練給付の支給審査方法の改正を行い、新たな不正受給の発生を防止する体制を整備。

- (1) 郵送・代理人による支給申請の原則禁止。
- (2) 教育訓練経費の自己負担額確認の厳格化。
- (3) 安定所調査に虚偽の陳述を行った者への納付命令の適用。

- 4 16年3月以降は教育訓練給付に係る不正受給案件が発見された場合、すべての案件について全国にわたる対応をとるよう措置。